

事業者 殿

岡山労働局労働基準部健康安全課

職場におけるメンタルヘルス対策自主点検のお願いについて

平素より、労働基準行政の推進、とりわけ労働者の安全と健康の確保に御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成27年12月1日から「ストレスチェック制度」が義務化され、労働者のメンタルヘルス不調を未然に防止するため、心理的な負担の程度を把握し、その結果に基づき、医師による面接指導等を行うこととされています。

[ストレスチェック制度:労働者数50人未満の事業場は当分の間努力義務となっています。]

ストレスチェック制度は、厚生労働省が従来から推進している、「職場における心の健康づくり(メンタルヘルス対策)」の1つの手法で、「心の健康づくり計画の策定」、「4つのメンタルヘルスケアの推進」等と併せて取り組んでいただくもので、職場環境の改善に努めていただくようお願いいたします。

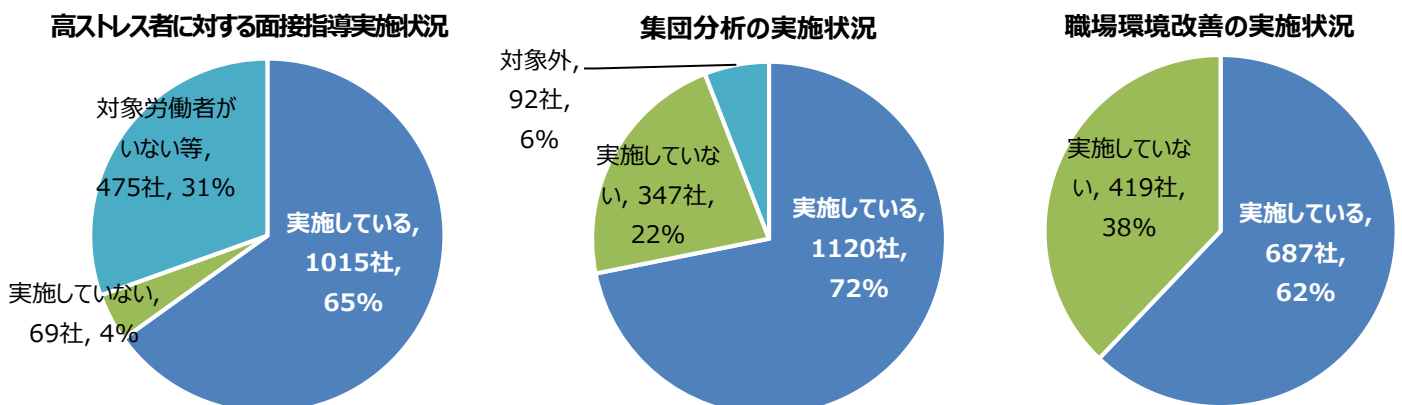
岡山労働局では、第13次労働災害防止推進計画(平成30年度～令和4年度)の中で、「ストレスチェックの結果を集団分析する事業場を増加し、集団分析結果の活用を推進すること(職場環境改善につなげる)」を目標としています。

つきましては、別紙(裏面)「職場におけるメンタルヘルス対策自主点検表」の各項目を御確認の上、未実施の項目、或いは実施が低調である項目については、衛生委員会等で調査審議の上、今後、実施に努めていただきますようお願いいたします。

* お問合せ先 〒700-8611 岡山市北区下石井 1-4-1 岡山第2合同庁舎
岡山労働局労働基準部健康安全課 担当 石井
電話 086-225-2013

* 岡山労働局ホームページ 「岡山労働局 ストレスチェック制度について」で検索

* 職場におけるメンタルヘルス対策自主点検の実施結果(岡山労働局 平成30年7月実施)



職場におけるメンタルヘルス対策自主点検表

* 自主点検実施者 職氏名

	自主点検項目	実施状況
1	<u>メンタルヘルス推進担当者を選任していますか？</u> (メンタルヘルス推進担当者は、衛生管理者、保健師、看護師、人事労務管理スタッフ等から選任できます)	はい・いいえ
2	常時使用する労働者に対し、1年以内ごとに1回、 <u>定期的にストレスチェックを実施</u> していますか？(心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書(様式第6号の2)を労働基準監督署へ提出してください)	はい・いいえ
3	ストレスチェックで、 <u>高ストレスと判定された労働者からの申出</u> による、医師の面接指導を実施しましたか？	はい・いいえ
4	ストレスチェックの結果を <u>集団分析</u> していますか？ (概ね10人以上の集団ごとに集計、分析する)	はい・いいえ
5	4で集団分析している場合、 <u>その結果を職場環境の改善</u> につなげていますか？(残業時間の短縮、労働者の確保、配置替え、その他の改善)	はい・いいえ
6	事業場内の <u>メンタルヘルス対策に関する体制は整備</u> していますか？ ①衛生委員会等におけるメンタルヘルス対策に関する調査審議 ②「心の健康づくり計画」の策定 ③メンタルヘルス推進担当者の選任	はい・いいえ
7	「 <u>4つのメンタルヘルスクエア</u> 」を実施していますか？ ①労働者による <u>セルフケア</u> に関する助言・指導を実施 ②管理監督者等の <u>ライン</u> によるケアを実施 ③産業医・衛生管理者等の <u>事業場内産業保健スタッフ等</u> によるケアを実施 ④ <u>事業場外の機関等</u> によるケアを実施	はい・いいえ
8	メンタルヘルス上の理由による <u>不調で休業又は療養</u> している労働者を把握していますか？(現在及び過去を含みます)	はい・いいえ
9	8で不調で休業又は療養等の労働者を把握している場合、 <u>対象者数・休業日数等の状況</u> を把握していますか？	はい・いいえ
10	不調で休業又は療養等の労働者が <u>事業場へ復帰する場合</u> 、何を重視していますか？(事業場で確認して見てください) (例)本人の意向、主治医の判断、会社・産業医の判断、その他	任意

* 自主点検で、未実施の項目、或いは実施が低調である項目については、衛生委員会等で調査審議の上、今後、実施に努めるようお願いします。